

平成 28 年 6 月 14 日
 私立大学等の振興に関する検討会議（第 3 回）

「企業との比較を踏まえた私学の監事監査等に関する課題」

——監事監査の経験を通して——

学校法人青山学院 顧問 竹石 爾

1、はじめに（監査経験等）

民間企業（銀行、建設業）

常勤監査役 11 年（平成 6～16 年）

学校法人 常任監事 5 年半（平成 16～18 年）
 （平成 22～26 年）

常務理事 4 年（平成 18～22 年）

2、企業との比較における基本的な考慮事項

（1）企業について

- ① 昭和 49 年以降、度重なる商法改正で監査役の権限と独立性は強化され、その後会社法に引き継がれ、益々監査の強化充実が図られている。

昭和 49 年：監査役の職務権限拡大（会計監査に加えて業務監査）、任期延長（1 年→2 年）により、監査役の地位が強化。会計監査人監査の導入
 昭和 56 年：監査役の一層の権限強化と責任の加重。
 （大会社）複数性（員数 2 名以上）、常勤監査役制度の導入
 平成 5 年：監査役の地位が強化され、任期も延長（2 年→3 年）。
 （大会社）員数増員（3 名以上）、社外監査役制度、監査役会の設置
 平成 11 年：監査報告書記載事項の充実他
 平成 13 年：監査役の任期延長（3 年→4 年）と社外監査役制度の強化他
 平成 14 年：（大会社およびみなし大会社）「委員会等設置会社」（指名、報酬、監査委員会）の採用。選択した場合には監査役を置かない。
 平成 17 年：会社法制定の大幅見直しで、会社の規模・形態による監査役の設置と権限・任期の見直し（最長 10 年）他
 平成 26 年：会社法改正で、経営監視機能が強化され、「監査等委員会設置会社」の新設他

- ② 上場会社の多くは監査役設置会社ではあるが、「監査等委員会設置会社」*が増えつつあり、今年6月末までには累計600社前後に達し、上場企業の2割近くに達する見通しである。(平成28.4.25日経電子版より)

*監査等委員会設置会社は、3人以上の取締役(過半数は社外取締役)が内側から経営をチェックする仕組みで、取締役会の監督機能が強化された。監査役を置くことはできないが、会計監査人設置が義務付けられている。

- ③ 「一般社団法人日本監査役協会」を通して、研修会、講演会、実務支援、刊行物(『月刊監査役』他)発行などを積極的に実施している。
・・・平成27.8.末現在6,100社、7,888名の会員登録

(2) 私学について

- ① 平成17年4月施行の私立学校法(以下「私学法」)の一部改正で、理事会・評議員会・監事の権限等が明確化され、管理運営制度の改善が図られた。
監事も監査対象範囲の明確化、独立性の確保などが図られ、多くの学校法人で監事への関心が高まり始めた。
- ② 自主的・自立的な管理運営が求められているとはいえ、利潤追求を主目的とする企業とは異なり、建学の精神や教育研究活動等を通して公共性・公益性の具現化を継続的に発展させることを目的とする。その意味で、私学の成果は財務的な指標だけで評価することができない。
- ③ 民間企業とは異なり、所有者(株主)は存在しないが、多様なステークホルダーが存在する。(学生・生徒、保護者、教職員、地域住民、受験生、卒業生、寄付者、就職先他)。

企業・私学ともマネジメントとそのチェックの体制が一体となって機能することが重要であることに変わりはないが、私学の自主性・公共性を勘案すると、企業以上に管理運営の監視・チェック機能を強化し、経営の健全性と社会からの信頼を得るように努めなければならない。

3、 管理運営の監視・チェック機能強化が求められる背景

(1) 学校法人を取り巻く厳しい環境変化

18歳人口の減少、経済の低迷等への対応に伴い業務内容が多様化・複雑化する中で、マネジメント機能の強化と同時に、ますます運営の適正化を確保するための機能強化が大切になっている。

(2) 理事長及び学長の権限が強化されるに伴い、業務執行の監視・チェック機能が求められる。

- ・平成17年4月施行の私学法改正で、理事長は学校法人を代表しその業務を総理することになった。
- ・平成27年4月施行の学校教育法改正で、学長のリーダーシップが強化された。

(3) 高等教育の質の保証・向上等の課題が山積している。

「グローバルに活躍できる人材」、「キャリア教育の充実」、「教養教育の強化」、「地域社会的貢献」等、これらの課題に対しては、公的助成を受けている側面からも、社会からの多様な要請に応える必要がある。

(4) 平成26年の私学法一部改正で、ガバナンスの在り方が問われている。

私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が対応する仕組みが整備され、理事の忠実義務の明確化、所轄庁による必要な措置の命令、所轄庁の検査権限などが定められた。

(5) 一部の学校法人で管理運営上不当な事例が発生している。

決算書虚偽記載、資金の私的流用、研究資金の不正使用、資金運用をめぐる多額損失発生等

4、管理運営の監視・チェック体制の現状（問題点）

（1）監事・・・私学法 35①、37③、38④⑤、39、40

① 理事長や理事（以下「理事長等」という）は、監事の役割と意義を十分理解し、必要な権限と監査環境を提供しているか。

- ・常勤監事の割合が極めて少ない。

常勤： 6.2%

非常勤： 93.8%

（日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 平成 27 年 3 月）

- ・無報酬の監事も多い。
- ・重要会議に監事の出席できる体制が整備されていない。
- ・監事との意見交換の機会が少ない等。

② 監事自身が役割を認識し、実効性のある監査をしているか。

- ・非常勤監事の年間出勤日数（同上アンケート報告より）

9日以下が58%で、5日～9日が最も多い。

（1日も出勤しない：3%、1～4日 18%、5～9日：37%

10～14日：20%、15～19日：10%、20日～：12%）

- ・財務監査、業務監査について要した年間日数（同上アンケートより）

それぞれ1日～4日が最も多い。

- ・監事の職務に対する責任感と自覚が必ずしも十分ではない面がある。

会議には理事会・評議員会だけ出席の監事が多い。

業務監査の中でも教学関係の意識が低い等。

（2）評議員・・・私学法 38①②、38④、39、41、42、43、44、46

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織しているが、理事、教職員の兼務が多く、多様な意見を取り入れ公共性を確保する役割を十分果しているか。

「評議員の平均構成割合」（同上アンケート報告より）

教職員：36.5%、卒業生：22.8%、学識経験者等：40.7%

（理事の大半が、卒業生・学識経験者等の中に含まれていて、学内関係者の割合が大きいと思われる。）

5、監事監査等強化の検討課題

各学校法人の歴史、規模、組織、所在地等が異なり、一纏めにして論ずることは難しいが、主な課題は次の通り。

(1) 理事長等の監事の役割に対する理解度アップ

(監事監査の目指すところ)

経営危機の芽を早めに発見し、危機を事前に回避させるために監査指摘や意見表明を通して問題点が改善され、学校法人の発展に寄与することにある。

監事は理事長等による学校法人の業務執行の適切性及び財産の状況の適正性を確認することであって、監事は立場を変えて学校法人を支えるパートナーであることの理解を深めてもらうこと。

(2) 監事の選任

監事が担うべき業務範囲が拡大する中で次のことを勘案し、適任者を選任しなければならない。

① 外部性を高め、独立性を確保する。

監査される立場の者が恣意的に選任することがないようにしなければならない。私学法では外部性と独立性の確保を定めてある。

(※1)

さらに外部性を高めるとすれば、例えば、**選考委員会の設置や評議員会が選任した者を理事長が任命する**などの制度にすることも考えられる。

- * 1 ・ 評議員会の同意を得て、理事長が選任する。(私学法 38④条)。
 - ・ 監事選任の際は、現に当該学校法人の役員または職員でないものが含まれるようにしなければならない。(同⑤)
 - ・ 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならない。(同⑦)
 - ・ 監事の独立性確保のため、理事、評議員または学校法人の職員と兼ねてはならない。(私学法 39)

② 各学校の実情に応じて、次の対象者等を念頭に置いてバランス良く適任者を選任することが好ましいのではないか。

- 専門的知識を持つ者（公認会計士、弁護士、税理士等）
- 企業等の経営者（含む監査役）経験者
- 学内事情に詳しい者または学校行政経験者

監事の最適任者は、学校法人の経営及び設置学校の運営に関しての専門的知識に加え、倫理性、独立性、先見性などを持って、どこに問題があるかを察知し、それをどう対応すればよいかを、総合的に判断・指摘・提言できる見識のある者が望ましい。

③ 現任監事が、後任監事や他の監事選任に発言権を持つ制度も考えられる。

企業では、監査役が他の監査役の人選につき意見を述べる権利（意見陳述権）があるなど、監査役、監査役会が監査役選任に大きな力を持つ。（*2）

*2 大会社かつ公開会社では、

- 監査役は、他の監査役の人選につき意見を述べる権利を有する。（会社法 345①④）
- 監査役を辞任したものは、その後最初に召集される株主総会に出席し意見を述べる権利を有する。（同 345②④）
- 監査役会は、取締役会による監査役の選任議案について同意権を有し、また監査役の選任議案の提案権を有する。（同 343）

④ 監事の人数

「2名以上」（私学法 35）であり、実態は大学法人の平均 2.2 人、短大法人の平均 2.06 人である。（同上アンケートより）

規模等を勘案して増員が望まれる。

(3) 監査体制の充実

① 監事の常勤化

監事の役割は多岐にわたり業務範囲が広いいため、非常勤監事だけの監査では実態把握や適切な判断根拠を求めることは難しく、最低一人の常勤監事を置く必要があるのではないか。

・非常勤監事のみで運営をしている学校法人に対し、以下のアンケートを実施してはどうか。

「今後、常勤監事を置く予定があるか」

「今後、常勤監事を置く予定がない場合の理由」等

・各学校法人の実情や設置する学校規模などを勘案し、常勤監事を置くことに係る検討を段階的に進めてはどうか。

・私学助成（私立大学等経常費補助金等）の交付要件に、常勤監事の有無に応じた項目を設定してはどうか。

② 監事報酬

監事の権限と責任等に加え、実効性ある監査にはかなりの業務量を要すること等を勘案し、ふさわしい報酬が必要であろう。

・企業では、定款にその額が定めていない時は、株主総会の決議によって定めることになっている。（会社法 387①）

・学校法人の監事の責任：私学法では、役員との損害賠償責任に関する条項を置いていないので、監事に任務懈怠があった場合、民法の一般原則に従うことになるかと解される。（*3）

*3 企業では、監査役がその任務を怠ったときや「監査報告書」に虚偽の記載をした時などは、会社法により「損害賠償責任」を負うし、「株主代表訴訟」がある。

③ 三様監査体制

監事・会計監査人・内部監査組織の三者による監査体制は、相互に補完の関係にあり、一定の距離感を持ちながらも情報交換等連携を密にすることで効果的な監査ができる。

A 会計監査人

監事は自らの責任において財務監査をし、意見を述べなければならぬため、会計監査人の監査情報を活用することは極めて有効である。

しかし、会計監査人の監査は、「私立学校振興助成法」に基づいて「私学法」の要請に基づいていないため、議論のあるところである。私学法を明確にするために、助成法監査の会計監査人（独立監査人）を私学法監査に移行することも含め検討の必要がある。

B 内部監査組織（内部監査室）

一般的に内部監査組織は、理事長直轄の組織として理事長の意向を受けて、内部統制の整備・運用状況を監査するケースが多い。そのため監事の役割とは異にするが、その情報・資料は監事監査にはもちろんのこと会計監査人監査にも参考になる。

しかし、私学での設置は増えてきているとはいえ、まだ38.5%である。（同上アンケートより）

④ 監事監査支援（補佐）体制

監事監査支援（補佐）体制の充実のため、学校法人内に専門の事務局やスタッフを置くなどのサポート体制が望まれる。

（４）監事の職務内容（教学監査について）

- ① 監事の職務は、学校法人の業務、財務の状況を監査することになっている。（私学法37①②）業務監査内容には経営面に限定されず、教育研究、社会貢献状況、ガバナンス体制も含まれ運営全般が対象になる。その範囲や内容は学校法人ごとに明確にする必要はあるが、教学関係の監査は進んでいない実態が見受けられる。
- ② 教学監査は、業務監査の中心的な課題であり、「個々の教員の教育研究まで立ち入ることは適当でない」（文科省のQ&Aより）ことから、教育の質の向上と学校運営とを念頭に置いて、その計画・活動の合理性等を確認すべき課題は多い。（別紙[例]を参照）

(5) 実効性ある監査のために

監事の職責は重大であり、如何に体制整備しても監査の実効性をあげるために工夫しなければならない。

- ① 学校法人内で「**監事監査規則**」や「**監査基準**」を定める。そして毎年その時々課題や重要性を考慮して「**監査方針**」（重点監査項目の設定等）を立てて「**監査計画**」を策定し、理事・評議員に配付する。・・・未作成の学校が多い状態で、監査の継続性が維持できない。
- ② 理事会だけでなく、評議員会、常任理事会、経営執行会議、常務委員会、その他**重要な会議・委員会には出席し、必要がある場合は意見を述べる。特に重要事項の諮問機関である評議員会には出席する。**
(私学法37③6で、監事は「学校法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」とある。)
- ③ 理事長や学長等から定期的に業務の状況等の報告を受け、意見交換をする。特に**学校法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監事に報告することを理事長や学長等に義務付ける。**
企業の場合は既に実施(会社法357)
- ④ 情報の収集・業務の実態を把握のためには、上記②・③のほか**重要書類(決裁文書、議事録等)の閲覧、ヒアリングの実施、各部署への往査、理事長や学長等のみでなく教職員等とのコミュニケーションを図ること、さらには監事相互間の情報共有のためにも監事会議の定例的な開催等を行う。**
- ⑤ 監査報告の際に、改善・留意すべき事項や評価すべき点などを「**監事監査意見書**」としてまとめ、理事会・評議員会で表明する。学内での理解を高め、またフォローアップ監査にも有効である。

⑥ 理事長等の違法行為または著しく不当な決議がなされることを防止するように実行する。

理事会や評議員会に報告しても適切に対応されない場合は、所轄庁に報告することを理事長等に理解してもらうと共に、監事もその責任の重さを自覚しなければならない。（＊１）

＊１ 私学法 37③4 「監査の結果、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」

企業では、取締役が法令や定款に違反し、会社に著しい損害が生ずるおそれがある場合には、監査役は当該取締役のそのような行為の差し止めを請求できる。（会社法 385）

（６）監事の意識向上と知識の修得

- ・監事の重要性が増すに伴い能力と信頼性が求められ、研修の在り方等を検討する必要がある。
- ・文部科学省高等教育局私学部では、毎年「監事研修会」を開催しており、各私学関係団体でもそれぞれ研修・セミナーを開催していると思われるが、レベルアップに益々努める必要がある。

（７）評議員会の改善

評議員会が、諮問機関としてさらに多様な意見を取り入れ公共性を高めるためには、理事・教職員を合わせた評議員比率の見直し、外部の者を一定割合確保すること等も考えられる。

6、おわりに

以上

(別紙)

教学監査の具体的内容の例

- 1、 自己点検・評価の取り組み確認
- 2、 受験生の確保方法と結果の適切性の確認
- 3、 学生の留年、除籍、中途退学者の状況把握と対策の確認
- 4、 学生に対する進路・指導状況の確認
- 5、 各教員の講義担当コマ数の確認
- 6、 講義の休講と補講の関係の確認
- 7、 学生・保護者の満足度確認
- 8、 学部学科の新增設状況の確認
- 9、 教育・研究における重点分野の確認
- 10、 教員の外部資金獲得状況の確認
- 11、 教職員の研修（FD・SD等）受講状況の確認
- 12、 各設置学校の事件、事故、訴訟状況の確認

他

(平成26年度「学校法人監事研修会」で講演した内容等より)